

STEP

Vol.38

行本会計事務所通信

適任者を選び、羽根を広げられる機会をあたえ、キャリアとして報酬を与えてやれば、ほとんど人を管理する必要はない

【ジャック・ウエルチ】



ホームページをリニューアル！

平成十九年三月よりホームページをリニューアルしました。

当事務所は、税務会計だけでなく、事業の売上増までトータルサポートをしております。ソリューションアイテム（問題解決の手段）として、【税務相談】 【巡回監査】 【医療経営支援】 【経営計画】 【売上増支援】 【業務改善】 【企業再生】 【人事MAS】 【ISO】 【知的財産権】 【投資信託】 などのサービスがあります。詳細をホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

また、動画でもサービスを分かりやすく紹介しております。【事務所のご案内】 【増販増客支援】 【人事制度の構築支援】 【経営計画の立案と予実管理】 【フローチャートを使った業務改善】 【経費削減】 の六項目がご覧になれます。

さらに、セミナーのご案内や事務所のブログ等、当事務所の最新情報も随時更新してまいります。参考にしてください。

同時に無料メールマガジン『プロが教える売上アップのコツ』の会員も募集しております。詳細は同封の資料をご覧ください。

当事務所のサービスに興味のある方も経営でお悩みの方も、ホームページをぜひご覧ください。

知って得する！
知らなさは損する！！

中小企業税制のススメ

◆シリーズ第6回◆

～平成19年度税制改正のポイント 役員給与関係～

平成18年度税制改正により、法人の役員給与に関する規定が改正されましたが、平成19年度税制改正において、以下の内容について一部改正が行われました。

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用緩和

実質的な一人会社（特殊支配同族会社）の業務主宰役員に支給する役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外とされたのは、

基準所得金額が年800万円以下

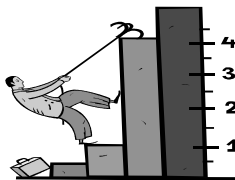
基準所得金額が年3,000万円以下で、かつ、基準所得金額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が50%以下

のいずれかの場合とされていましたが、の基準所得金額の要件が1,600万円以下に引き上げられ、その適用が緩和されることになりました。

なお、平成18年4月1日から平成19年3月31日の間に開始する事業年度については、従前の800万円が適用されますのでご注意ください。

2. 定期同額給与についての見直し

期中に役員の職制上の地位の変更等（例えば、専務から代表取締役へ）によって改定された定期給与についても、定期同額給与として損金算入が認められることになりました。



3. 事前確定届出給与の届出期限の見直し

事前確定届出給与について、役員給与を定める決議をする株主総会等の日から1ヶ月を経過する日か、会計期間開始日から4ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに届け出ればよいことになりました。

また、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員（例えば、非常勤役員）に支給する給与については、事前確定届出給与の届出が不要になりました。

上記の適用は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度からです。

その他ご不明な点、ご質問等ございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。

《発行元》
行本会計事務所 事業開発部
TEL : 0835-27-2700
FAX : 0835-22-1166
《発行日》
平成19年6月1日



5分で読める 行本コラム

信用は収縮します。この意味は、業績が悪くなると結果的に借入金の返済期間が短縮することです。簡単な絵解きをして見ましょう。多大な借入金を抱える会社は業績が芳しくありません。業績が芳しくない、借入金の返済原資が発生しません。借入金の返済は全て利益（厳密にはキャッシュフロー）に依存しています。これほど、明確な理屈はないのです。バブル期には、資産価値の増加と利益の発生とがこの点を賄ってきました。ただし、資産価値の増加も利益の発生も自然発生的なものに起因していました。現在はバブルも去り、この自然発生的な要因は消滅してしまいました。つまり、利益はほ

～ 現実を直視しない経営者～

どほどで、かつ多大な借入金を抱える状態に陥っている、このような企業が数多く存在することになったのです。



利益は少額（極端なときは赤字企業）で多大な借入金を抱える企業は、いわゆる信用が収縮し、つまりは返済期間が次第に短くなり、どんどん資金繰りが厳しくなります。少額の利益の中から借入金を返済しているものですから、当然、利益が借入金の返済額に追いつきません。そこで、返済のための融資を要請することになります。

この循環が始まると、経営者の頭の中は一種の麻痺状態が生じ始めます。つまり、資金繰りに窮することへの不安感と、

借入金を借入金で賄いながらも資金繰りが循環していることへの安定感とが微妙に混在する状態になるのです。

この不安感と安定感とは経営者をして、現実を直視しなくする副作用を起こさせるようです。このようになると、企業の再生は不可能になります。まずは、経営者が現実を直視する必要があります。そうしますと、不採算部門からの撤退も容易に可能になるのです。また、あらゆるリストラも決断できます。



職員コラム Vol.12 新入社員紹介 行本会計事務所に新しい風が吹きました！

平成19年4月から5月に新しく入社した4名の社員をご紹介します。

名前（性別） 所属 担当業務 入社日 趣味 コメント

板本（女性） 福岡支店 総務
4月1日 読書
経営のアドバイスができる監査担当者を目指します。

今田（女性） 広島支店 総務
4月1日 旅行
向上心を持ち、日々進歩できるよう業務に励んでいきます。

熊野（女性） 防府支店 総務
4月1日 演劇鑑賞・スポーツ観戦
これからたくさんの経験を積み、期待以上の結果が出せる社員になります。

三原（女性） 山口本社 給与計算
5月1日 書道
知識の豊富な先輩方をお手本にし、自己の可能性を追求していきます。

特集 西京リースを関連子会社化「協業的M&A」

西京リースの全株を譲受

当社（行本会計事務所）は、3月22日、株式会社西京銀行（周南市、渡邊孝夫頭取）の保有する西京リース株式会社（周南市銀南街4番地ウエスト92ビル7階、資本金14億円、平石正彦社長）の全株を譲り受け、関連子会社化しました。両社の「協業的M&A」により、地域中小企業の総合的経営支援機能を強化し、顧客、行本会計事務所、西京銀行の三者が利点を得られる構図を作りました。



地域中小企業の事業支援機能を拡充

今回の提携には、安倍内閣の掲げる『再チャレンジ支援総合プラン』を受け、金融庁が金融機関に対し、担保や保証に過度に依存しない融資推進の要請をしていることが背景にあります。西京リースは、西京銀行の可能な直接的融資に加え、リース業や金融保証業など、多様なファイナンス業務ができます。これに、当社の企業再生のコンサルティングノウハウを加えることで、経営計画策定支援や、財務分析、人事診断、相続税試算、株価試算、増販増客支援といった高度な『ソリューションアイテム（問題解決の手段）』を融資とセットで提供することが可能になります。こうした提携は全国的にも例を見ないので、今後、当社は西京銀行とのアライアンスを推し進めていくつもりです。

「さいきょうビジネスローンワイド」発売

SAIKYO 西京銀行

さいきょう ビジネスローンワイド
www.saikyobank.co.jp

Active Bank
Communication Bank
Trend Bank

さいきょう ビジネスローンワイド

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の営業区域内で事業を営まれている法人および確定申告をされている個人事業主 ・事業歴が2年以上の方 ・個人事業主の場合、お申し込み時の年齢が70歳未満の方 ・当行および保証会社所定の審査基準を満たす方 																								
お使いみち	事業に必要な運転資金、設備資金																								
ご融資形式	証書貸付																								
お借入限度額	100万円以上1,000万円以内(1万円単位)																								
ご返済方法	元金均等毎月返済 返済日：毎月16日(休日の場合は翌営業日)																								
ご返済期間	1年(12回)以上5年(60回)以内																								
お借入利率	年2.75%(変動金利) ※別途保証料が必要となります。																								
担保	不要																								
連帯保証人	法人…代表者1名 個人事業主…不要																								
保証料	年4.00～6.00% 保証料率は、審査により保証会社が決定いたします。 保証料は、ご融資時に一括してお支払いいただきます。 なお、繰上返済をされた場合は、未経過月数の保証料は返戻いたします。 【保証料の目安】（ご融資金額10万円あたり） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>返済回数</th> <th>12回</th> <th>24回</th> <th>36回</th> <th>48回</th> <th>60回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.00%の場合</td> <td>2,160</td> <td>4,320</td> <td>6,480</td> <td>8,640</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>5.00%の場合</td> <td>2,700</td> <td>5,400</td> <td>8,100</td> <td>10,800</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>6.00%の場合</td> <td>3,240</td> <td>6,480</td> <td>9,720</td> <td>12,960</td> <td>16,200</td> </tr> </tbody> </table> 単位：円	返済回数	12回	24回	36回	48回	60回	4.00%の場合	2,160	4,320	6,480	8,640	10,800	5.00%の場合	2,700	5,400	8,100	10,800	13,500	6.00%の場合	3,240	6,480	9,720	12,960	16,200
返済回数	12回	24回	36回	48回	60回																				
4.00%の場合	2,160	4,320	6,480	8,640	10,800																				
5.00%の場合	2,700	5,400	8,100	10,800	13,500																				
6.00%の場合	3,240	6,480	9,720	12,960	16,200																				
保証会社	西京リース株式会社																								
融資取扱手数料	31,500円(消費税含む)																								
お申し込み時にご用意いただく書類	【法人の場合】 ○ 決算書2期分 ○ 商業登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) ○ 代表者の本人確認資料(運転免許証・パスポートなど) 【個人事業主の場合】 ○ 決算書2期分(青色申告書または白色申告書) ○ 本人確認資料(運転免許証・パスポートなど)																								

※ご利用にあたりましては、当行および保証会社所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

お申し込み、お問い合わせは

お問い合わせ

行本会計事務所 山口本社 徳原まで

税務カレンダー

【6月】

- ・4月決算法人の確定申告
申告期限：7月2日
- ・10月決算法人の中間申告
申告期限：7月2日
- ・消費税の年額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：7月2日
-
- ・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
納期限：6月11日
-
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付
納期限：6月中において市町村の条例で定める日



【7月】

- ・5月決算法人の確定申告
申告期限：7月31日
- ・11月決算法人の中間申告
申告期限：7月31日
- ・消費税の年額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：7月31日
-
- ・6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限：7月10日
-
- ・所得税の予定納税額の納付
納期限：7月31日
-
- ・所得税の予定納税額の減額申請
申請期限：7月31日
-
- ・固定資産税の第2期分の納付
納期限：7月中において市町村の条例で定める日

【8月】

- ・6月決算法人の確定申告
申告期限：8月31日
- ・12月決算法人の中間申告
申告期限：8月31日
- ・消費税の年額が400万円超の3月、9月、12月決算法人の3月ごとの中間申告
申告期限：8月31日
-
- ・7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限：8月10日
-
- ・個人事業者の19年分の消費税、地方消費税の中間申告
申告期限：8月31日
-
- ・個人事業税の納付
納期限：8月中において各都道府県の条例で定める日
-
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付
納期限：8月中において市町村の条例で定める日

その他の納税に関するご質問やご不明な点がございましたら、最寄の税務署か顧問税理士にご相談ください。

拠点紹介

中国、九州地区5市に拠点を置き活動しています



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東2-18-30
八重洲博多ビル5F
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名



FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します